

第 8 回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会  
議事要旨

- 日 時：平成 17 年 11 月 27 日（日） 13：00～16：00  
会 場：国民宿舎水郷 多目的大ホール  
議 事：
- (1) 開会
  - (2) 第 7 回協議会の結果
  - (3) 自然再生全体構想（案）について
  - (4) 実施計画の進め方について
  - (5) 国土交通省が実施者として実施する主な事業内容の考え方（案）について
  - (6) 今後の進め方
    - ・自然再生協議会全体スケジュール
    - ・第 9 回協議会の進め方（案）
  - (7) 閉会

議事要旨：

1. 自然再生全体構想（案）について  
水位管理は、霞ヶ浦の大きな変化の一つであるので、はじめにの文言に取り込む。  
自然再生全体構想（案）を「はじめに」の文言に修正を加え、了承する。
2. 実施計画の進め方について  
実施したい事業内容をアンケートで募集し、回答を事務局でグルーピングし、次回協議会に提示する。
3. 国土交通省が実施者として実施する主な事業内容の考え方（案）について  
事務局は、実施者になろうとする委員の要望に応じ、国土交通省所有の平面図、地形図を提供する。  
国土交通省は、対象となる範囲の横断測量を実施し、成果を来年度提示する。
4. 今後の進め方  
次回第 9 回協議会は、1/29(日)に開催する。  
次回協議会では、各委員から提案された事業内容を事務局がとりまとめ、各事業を実施する上での課題や、グルーピングが妥当かどうか等を協議会で協議する。  
霞ヶ浦河川事務所が A 区間、B 区間で考える事業内容を提示し、協議会で協議する。  
飯島委員の提案について、その取り扱いを次回以降の協議会において意見を伺う。

## 第8回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

### 議事録

日時：平成 17 年 11 月 27 日（日）

13：00～16：00

国民宿舎水郷 多目的大ホール

#### 1. 開会

##### 【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は、第8回自然再生協議会にご参加頂きまして、ありがとうございます。

前回の協議会で、自然再生全体構想について、文章の修正等を残し、概ねご理解いただいたところです。

その後、11月13日に霞ヶ浦の植生と水位についての勉強会を開催したところです。

本日、主に議論頂きたいのは自然再生全体構想です。これについては協議会で議論を重ねてきたところです。この一部修正等、前回残した部分がありますので、それについて確認頂き、全体構想についてご了解を頂ければと思っております。また、全体構想のご了解が頂ければ、今後、具体的にどのようなことを行っていくか、という作業に入れるかと思っております。

したがって、本日、後半に、国土交通省が実施者として実施する場合の基本的な考え方を少しお示しできればと思っております。これは、今考えている当面の実施の方向で、全体はこれから皆さんと議論しながら加えていくことになると思います。

これから、自然再生事業の実施計画の作成に入っていきわけですが、全体目標の中に、自然の力をかりながら進めていくとなっております。実際の事業を具体化するに当たり、この自然の力を考慮しながら計画を作成していきたいと思っておりますので、今日の審議の方をよろしくお願いいたします。

##### 【事務局（奥秋副所長）】

本日の会議ですが、内容は、全体構想の確認と自然再生実施計画の今後の進め方で、全体で3時間を予定しています。今回もできるだけ多くの方々にご意見を頂きたいと考えておりますので、円滑な協議の進行にご協力願います。それでは、議事に入りたいと思っております。前田会長、よろしくお願いいたします。

#### 2. 第7回協議会の結果

##### 【前田会長】

まず、第7回協議会の結果についての報告を、事務局お願いします。

##### 【事務局（平野課長）】

資料の説明を致します。資料 - 1 をご覧ください。第7回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の議事要旨でございます。

前回、全体構想について議論し、若干の文言の修正を残し了承を頂いております。その文言の修正の内容ですが、別冊で、「自然再生全体構想（案）」という資料をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

「はじめに」の中で、協議会についての説明文章で若干の修正があります。

1段落目、「霞ヶ浦では」というところから、霞ヶ浦全体の特色を記述しています。

それから、2段落目の「かつて」のところ、「自然は大きく損なわれ」という文章を残すという修正をして

おります。ここの部分が委員から出された指摘事項です。

3段落目、「こうした経緯を踏まえ」のところが、この場所で自然再生事業をすることに至った理由です。それ以降につきましては、協議会発足の経緯です。

それから、下の「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想について」の部分ですが、この文章を事務局で若干整理しました。

1段落目は全体構想に定めるべき、法定事項の内容について書いています。

2段落目、「自然再生の全体目標は」以降ですが、今回、全体構想の中で目標を定めてますので、それを文章に直しております。

最後の段落は、全体構想に基づく事業は、「実施者が実施計画書を作成し、当協議会で協議することとなる」と整理をしております。

次に8ページ、附則をご覧ください。2番、「この要綱は、平成17年10月2日一部改正する」、ここは訂正をお願いいたします。上の1番と同じように、「平成17年10月2日から施行する」と訂正をお願いします。

それから、参考資料ですが、対象地区の事業の履歴を整理し、追加するということですが、時点修正がまだ全部整ってませんので、これは別途お配りしたいと思います。

第7回の議事要旨及び全体構想の訂正した箇所についての説明は、以上です。

【前田会長】

自然再生全体構想についての訂正箇所は説明を頂きました。

### 3. 自然再生全体構想（案）について

【前田会長】

他に、前回のことで説明することはありますか。

【事務局（平野課長）】

全体構想にいて意見を幾つか頂いており、それをご紹介します。

全体構想案の2ページで「生物の多様性」という言葉を使っております。この言葉の使い方について、学術的には「生物多様性」が正しいのではないかとのご指摘を頂いております。

この趣旨としては、生物の多様性というと、特に種類はこだわらず、外来種でも何でもいから種類が多ければいいという誤解を招く。学術的には、「生物多様性」という言葉が、その地域や歴史的に古く存在したものの多様性を意味する、それを重んじた多様性をいうのではないかと、というご指摘がありました。

これを受け、協議会の事前に先生方と相談しました。整理としては、自然再生事業の趣旨が、その場所の地域性だとか歴史を踏まえて自然再生を図るというものであり、広義の意味で一般的な表現として、これまで協議会で使ってきている「生物の多様性」ということで特に問題はないのではないかと事務局として考えています。それについて、この協議会の前にご相談し、先生方にご了解を頂いておりますが、特段のご意見があれば、頂きたいと思っております。

【前田会長】

意見は後ほど頂きますが、説明はそれで終わりですか。

【事務局（平野課長）】

全体構想で、もう一点、3ページ中段のところに、自然再生事業の概要という記述がありまして、これについても、2ページと同様に若干レイアウトを変更し、わかりやすく訂正をしています。

全体構想で訂正しているのは、以上の箇所です。

【前田会長】

事務局から、前回、全体構想の案についての討議を行い、それについて修正すべきところがあったので、皆さんの討議を踏まえて直しました、という説明を頂きました。

その後、今の「生物の多様性」を「生物多様性」にする等の意見もありましたが、事務局案は、このままでよいのではないかとということと了解します。

まずは、本日の第1の議題として、「はじめに」という部分、それから、3ページの個別目標と書いてあるところを2ページの図と対応するように直したということですね。

【事務局】

はい、そうです。

【前田会長】

ということですが、これを承認して初めて再生事業の実際の手続に入れるわけですが、ここまでのところについてご意見を頂きます。全体構想について、このままでよいか、あるいは特段のご意見があるか、ある方は挙手をお願いします。

【山根委員】

前回、高村典子委員から「大きく損なわれ」という言葉をきちっと残すのがよいだろうというご意見がありました。それは最初の第1段落の「自然にも大きな影響が及んでいる」という言葉について、「大きな影響」では、影響がプラスかマイナスか両方含めてかということがはっきりしないので、損なわれているとはっきり打ち出したらいいというご意見だったと思います。

私もそれに賛成ですが、今回、2段落目に「自然は大きく損なわれ」という言葉で残したということですが、やはり1段落目の中に「利便性が向上した」というプラスの成果を書いていますので、それに対して、一方損なわれる部分もあったと記述するのが適切かと思います。

【前田会長】

つまり、第1節と第2段落目に大きくつながりが入っている、これがということですが、事務局、説明ありますか。

【事務局】

1段落目は霞ヶ浦全体で、2段落目は湾奥部と少しずつ絞り、文章の中で湾奥部の記述をしているのですが、中段で「自然が連続していた湾奥部でも」という言葉を使っており、全体も含め湾奥部でもと、とって頂ければと思います。

【前田会長】

確かに「利便性」「安全性」という言葉が入っていますが、これは評価の問題ですね。本当にそうかということは、議論の余地はあると思いますが、変化がどうかという議論を我々は直接やろうということではないということは、前に一度確認したと思いますが、どこへ入れるかという話もしましたよね。文言の並び方から、下に入れたことにより少し弱くなっているという解釈も成り立つ。山根さん、そう思われますか。

【山根委員】

初めてこの文章を読んだ立場で考えたときに、最初に「利便性が向上した一方」という接続詞がある場合、後には、でもマイナスもあるよ、と落ちつくのではないか。ですから、例えば、「自然が損なわれるなど大きな影響が及んでいる」と書けば、第2段落で「湾奥部でも」と全体にそういうことが見られるが、ここの立地の場所でも同様にそういう課題を抱えているとすると、日本語として落ちつくと思います。

【前田会長】

確かに、「一方」があり「他方」があると対応するということが一つ、文章として少しねじれているかというのは、おっしゃるとおり、私もそう思います。もう一つ、自然が大きく損なわれているというのは、霞ヶ浦全体をどの程度評価するかという話になってきますが、これはいろいろな言い方ができる、見方もできる。

ところで、我々は、今、そういう問題を取り上げようとしているのではない。個人の立場はいろいろですが、この協議会としては、この対象部分が損なわれている、ということを強調したいという気持ちでこちらへ来た経緯もありますが、この「でも」はつけ足しですね、文章の調子でいうと。

そうしたことを踏まえて、平井さん、何か意見はありますか。

【平井副会長】

考え方としては、霞ヶ浦全体でいろいろなことが起こり、大きな影響というのは、何もいい意味が入っていると私は思いませんが、この全体構想案は田村・沖宿・戸崎地区の協議会についての前文であるので、特にこの湾奥部、土浦入りを想定しているわけですが、土浦入りでということ想定し、「自然は大きく損なわれ、人と湖との関係」という言葉もあえてここに入れたので、上に入れてしまうよりも、このままでいいのではないかと。パラグラフが1つだけ切れているとおかしいので、これを上に詰めて。

上に「大きく損なわれ」とすると、「湾奥部でも～大きく損なわれ」と、また文章がごちゃごちゃになるので、何かいいアイデアがあれば……。

【山根委員】

公的な文書ですから、日本語としてきれいな文章でありたいという願いがあります。私が申し上げたのは、例えば前段のところで「大きな」と書かないで、「自然が損なわれるなど」ぐらい、とにかくマイナスがあったということに触れ、その続きで「大きく」とすればスムーズかなと考えたのですが、内容について異論があるわけではありません。

ついでに、「1970年代以降、」と、読点がずっと続いていますので、「1970年代以降の」と入れると滑らかなというのの一つ。それから、この文章の4段落目、「以下『全体構想』という。」と括弧書きで入っていますが、ここの丸は要らないと思います。ほかのところでも「～という」というところには丸がついていません。

【前田会長】

法的というか、正式な文章としてつくるならば、丸は要りますね。しかし、ないところもあり、これは統一しなければいけない。どちらをとるか。丸は取ってしまっても一般論としてはいい。

【山根委員】

合わせて頂ければ、どちらでも結構です。

【前田会長】

それから、山根さんの「の」を入れるというのは、「、」を「の」にするんですね。「1970年代以降」の後に「、」があるのを、「の」に差しかえれば話は通じますね。

これは簡単ですので、この訂正はいかがでしょうか。事務局、よければ……。

【飯島委員】

山根さんからご指摘のあった部分は、文章上の問題だけではなく、内容的にも科学的な視点で見た場合にも若干問題があると思います。なぜかという、今回の自然再生対象地区に関しての文言だというご説明ですが、その場合でも、「地域の安全性、利便性が向上した一方、湖岸・沿岸帯の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然にも大きな影響が及んでいる」とこの全体に関する記述ですが、これは湖全体の自

然環境が損なわれたと表現するのと、大きな影響が及んでいると漠然と表現するのは、この地区で自然再生をする上でも非常に大きな違いが出てくると思います。

というのは、ここだけが隔離されて自然環境の再生が行われるわけではなく、当然、その周辺、湖全体から生物が移動して、要するに、供給ポテンシャルがどの程度あるのか。霞ヶ浦の現状が、生態系がどうなっているか。それは損なわれているのか、損なわれていないのかということをはきちと認識するか、しないかで、科学的にこの自然再生の事業を進めていく上でも大きく視点がぶれてくると思います。

その点では、ここで湖全体に大きな自然の損傷、要するに、自然を損なうような出来事があったということは、まず明記しておくことが必要だ。今後、この事業を進めていく上で、こういった視点をみんなで共有していくことが自然再生の目標を立てる上でも、とりわけ、どんな生物をこれから取り戻していけるか、どれだけの生物多様性を回復できるのかということを検討する上でも、ここでの認識はきちんと踏まえておく必要があると思います。

【前田会長】

認識論として一つの考え方でありまして、事務局、上が「影響」で、下が「損なわれ」になった理由ですが特段の理由があったのでしょうか。とりあえず言葉の並べ方でたまたまこうなったと解釈していいですか。

とすると、飯島さんのいわれるように、ほかはいじらないとしても、上の「大きな影響が及んでいる」というのは、「自然は大きく損なわれている」と書いて構わない、という解釈でいいでしょうか。

【事務局】

はい。この協議会の中で皆さんのご了解を頂ければ、この場で文言を修正することについては、事務局として問題ありません。

【前田会長】

議長ではなく、個人として文言的に考えていくと、一番初めにアピール度としては、「損なわれている」が上に来た方が頭の中の整理はしやすいと思います。

そこで、事務局が手続上可能で、もし、皆さんがそれで賛成して下さるならば、この「大きな影響が及んでいる」と、「地形などの自然も大きく損なわれている」ないしは「損なわれてきている」ということに置きかえるということで、提案者の山根さん、いかがですか。

【山根委員】

そうして頂ければ……。

【前田会長】

よろしいですか。飯島さんは、いかがですか。

【飯島委員】

結構です。

【前田会長】

ほかの方、いかがでしょうか。反論はございますか。

なければ、このところは、下の「大きく損なわれてきている」という言葉を上に上げることにしてよろしいでしょうか。

そうすると、山根さん、飯島さん、考えてください。下の文章、「大きく損なわれ」は当然削ります。で、「影響」を持ってきても、「もが」「もが」「もが」と続く。ここ、山根さん、きれいな文章だとどうなりますか。次の段落が落ちつきがよければ、それで全体が決まるわけだから。

【山根委員】

私はこの、湾奥部（ワンオクブ）と読んでよいのですか。湾奥部……

【前田会長】

湾奥部（ワンオウブ）ということがいいたいのですよ。全体ではなく、今度は部分的に限定している。

【山根委員】

そこでも同様に入っても構わないと思います。初めに全体のことで「損なわれている」という言葉に「大きく」という副詞をつけるのであれば、2段落目は「大きく」は取る。「損なわれ」というのは2回使ってもよいと思います。

【前田会長】

では、「多様な自然が連続していた湾奥部においても、その自然は改変され、人と湖との関係も変化した」、ではどうですか。いいたいことは余り変わらないけれども、並べ方で。「でも」というのを「湾奥部においても」、で、「自然」というのは前にあるから、「その」でもつけないとおさまりがつかないから、「その自然は改変され、人と湖との関係も変化した」。そうすると、自然の改変があって、人と湖の関係が次にあるから、「も」が生きてくる、というニュアンスです。

【山根委員】

いいかと思います。

【前田会長】

ここでは最終結論は出さないで、そのような方向でよければ、（ホワイトボードに）いま書いて、もう少し時間をかけ検討しましょう。

ほかの問題を指摘される方があれば承ります。

【飯島委員】

全体構想の2ページ、自然再生目標、第1節の下にある、円が3つかかかれている図ですが、この下にも配慮事項が明示されていますが、この全体構想のこの図や計画がつくられ議論がされた後に、11月13日、前田先生に講演頂いて、水位に関しての勉強会がありました。そこで、さまざまな水位に関しての問題点だとか課題を皆さんが共有できるように少しずつなってきたと思うんですが……

【前田会長】

飯島さん、もし、ポイントの話だったら、後で……

【飯島委員】

それで、水位管理や逆水門の管理も含めた管理も配慮事項に入れないと不自然だと思います。というのは、自然再生事業の側からだけの視点ではなく、両方、霞ヶ浦開発の施設の管理に関しての側から見てもそうですし、自然再生事業の側から見てもそうですけれども、この管理の仕方ですね。霞ヶ浦開発施設の逆水門の管理や水位の管理といったものを配慮しなければ、この自然再生事業は計画も立てられないわけですから、ここにそういう意味でも入れないと大変不自然な形になるのではないかと。

逆に、自然再生の立場から、今の水位のあり方を見直しなさいと、一方的にいっているわけではありません。この自然再生事業を霞ヶ浦開発施設の管理・運用と整合性を持たせる上でも、配慮事項の中に霞ヶ浦開発施設の管理・運用、それで水位、逆水門をぜひ入れて頂きたいと思います。

【前田会長】

初めにも、そのような議論はあった気がしますが、事務所側の整理はどうなりますか。

【事務局（奥秋副所長）】

この構想の中の目標に書いてある配慮事項は、この協議会で実施する自然再生事業の中で配慮する事項、

自然再生として目標とするものがこれだよと。この自然再生協議会の中で霞ヶ浦全体の水質の議論はできないという発想です。この自然再生協議会として働きかけられる部分しか、この中では書けないと思います。

霞ヶ浦開発施設に対する水位管理は、ここから働きかけるということではなく、この中で実施することに対してやるということではないので、この中では違うのかなと事務局としてはとらえます。

【飯島委員】

霞ヶ浦開発施設の管理・運用と切り離して、この地区の自然再生事業はできないのではないですか。これは、双方向的に配慮をしていかないとできない、この事業自体が成立しないはずですし、恐らく自然再生推進法の中にも、例えば霞ヶ浦開発事業の運用といった公益的な事業への配慮ということは書かれています。

そういう意味も含め、ここでは霞ヶ浦開発施設の管理・運用を入れないと、自然再生推進法の理念からいっても、きちっとした目標が立てられない。今いわれたことと全く逆の意味でも、ここできちっと位置づける必要はあるということです。

【事務局（奥秋副所長）】

事務局としては、当然、この議論の場を尊重した形で今まで来ていますから、そのようなご意見をもう少し前に言って頂いて、議論して頂き、この協議会の中で配慮事項に入れるべきだとなれば、そのところはまた別の議論だと思いますが、少なくとも今までの段階の議論の流れは、そういう形で協議会の中ではこの配慮事項が取り扱われてきた。それを事務局としては整理してきたという経緯があります。

【前田会長】

この2ページの図に要約されていることは、この目標は、私たちの事業がお互いに配慮しながらやっていく私自身の配慮事項、という意味の配慮事項ですよ。と同時に、配慮事項の中に、例えば水質改善のことも書いてありますが、それを配慮するといっても、その配慮をどのようにするかということが問題で、私たち自身の努力には限界がある。しかし、それ以上の、また、この協議会の枠を超えた働きが、必要になるパターンというのは大いに考えられる。そのときに、その配慮事項は、我々が配慮するわけではないという発想になりますので、どのような配慮にしていくかが一点。

それからもう一つ、水機構の霞の運用のところ、一番初めに、環境配慮の文言が入っていた気がするのですが、説明いただけませんか。

【水資源機構】

奥秋副所長がいわれたように、全体を考えていくのか、この地域での事象を考えていくのかの問題点の整理があり、今、この開発事業を位置づけていけば、配慮事項の方の自然と人の暮らしの共存というよりは、やはりもともと堤防のないところに堤防をつくり、いわゆる自然改変があったものですから、そのように日々の生活の安全性を無視してまで、自然再生というところまでの議論に踏み込むかどうか。基本的には、今のフレームの中でどこまで達成できるのか、そのような論点で皆さんが参加されてきたと思います。

どこかで論点が非常に集約され、共通の認識があれば、それについてまたこの協議会の場で議論する。ですから、全体構想の段階では、やはり今のフレーム、開発事業の効果というか、事業の成果、プラス面とマイナス面がありますが、そのマイナス面について、この場所で再生を図るとか、そのような形で、私はとらえております。

【前田会長】

湖の管理自体は国交省だと思いますが、水の運用は水機構だと思います。水機構の方に、運用するに当たっての配慮事項がなかったかと私は聞いているのです。

【飯島委員】

大分誤解があるようですが、私は何も治水や利水の枠組みを無視してでも自然再生を優先してやれ、とは一言も言っていません。恐らくここに来られている方々はみんなそうだと思います。

そこはきちっと境目を設定した上でお願いしたいのですが、この霞ヶ浦開発施設に関する施設管理方針が、平成8年の2月20日に建設大臣から県知事に照会が出されているのですが、この方針に基づいて水位の管理や逆水門の管理が行われている。その第3項目の第1項ですが、最初に出てくる文言として、この施設の操作は、常陸川水門の操作と一体となって次に定めるところにより行うものとする。この場合においては、湖岸の動植物と霞ヶ浦の環境の保全に十分配慮するものとする。この施設の管理方針の最初に湖岸動植物と霞ヶ浦の環境の保全に十分配慮するということが明記されているわけです。

ですから、この配慮事項に入れることは、この霞ヶ浦開発施設の管理・運用を、水位と逆水門を入れることは、全く問題ないはずですよ。

私たち自身も、霞ヶ浦開発事業の運用自体を否定しているわけではないし、少なくとも私は否定していません。そうではなく、どれだけ順応的に自然環境と調和するような管理がこれからできるのかも踏まえて、長期的な展望も踏まえて、現状としてこういう水位管理をしなければならぬということがあれば、それを踏まえ、配慮して計画を立てなければ、目標が設定できないのではないかとということです。

これを全く抜いてしまったら、この自然再生事業自体が成り立たないと思います。この霞ヶ浦の施設管理と切り離して、この自然再生事業をされるなら、これは全く非現実的な事業になってしまうと思います。

【前田会長】

飯島さんのいわれることは一つの筋です。別の考え方もあるかもしれませんが、私はそういう立場を離れて、この自然再生協議会での配慮事項はどういうものかという観点から考えますと、この会としての配慮すべき事項、その会の目標、それから国交省は国交省、水機構は水機構、私は私で、それぞれ氏名あるいは職業も含めて、いろいろパターンがありますが、そこで相矛盾する場合もあり得るかと思えます。

それについては、この協議会として、全体として意見がまとまれば、要望するなりということはあるかと思えます。しかしながら、ここに掲げる配慮事項というのは、我々の中での、この仕事を進めていく上での配慮事項に限定されているので、皆さんの議論を既に多くの回の議論を踏まえているということが一点。それから、ほかの形も大体こういう形で来ているということも、もう一つの理由。

したがって、飯島さんの意見を無視するのではなく、このページにおいてはこの形です承して頂ければと思います。

【飯島委員】

この協議会には、行政の方々も参加されています。そうすると、行政の立場として、これでは余りにも整合性がない。行政の立場として、当然、治水、治水といったものを維持することを前提に、この協議会に入ってこられているわけですね、

そういう立場で行政も入っていないながら、この配慮事項に入れるか入れないかを後で検討しましょうでは、この先に議論を進めるのは、今後、いい自然再生事業を進めていくためにも、この点をきちんとここで議論をして、ここに盛り込むような形をお願いしたいと思います。

【前田会長】

個別目標の「湖岸環境の保全・再生」の中に、地域の特色と変遷を踏まえて多様な水辺空間を再生することの中に、当然のことながら、水位の問題も、その変動の形態や時期なども含めていろいろな問題が入っている。その具体論としては、当然、ここは考えなければならないことの一つと思われると解釈をしてみました、そこで一つお願いします。

【植田委員】

飯島さんの2ページに対する配慮事項は、ここでは入れる必要はないと思います。

それはどういうことかということ、我々はこれまでの会議で進んできたように、自然再生法に基づいたこれまでの議論と取り組みは、多様性の連携、科学的な知見、順応的な方法による自然再生、これの理解に尽きることで。現在、順応的な管理、アダプティブマネジメントの理解がまだ共通化されていないので、こういう論議になると思うのですが、この自然再生事業は大きな仮説に基づいた事業で出発しています。協議会の検証の中で、仮説の検証も踏まえて、次のステップが出てくるわけです。それから、水管理とか水門の管理が植生帯に本質的な影響を与えていることはわかっています。しかし、それは仮説の一部が検証されていないから、といういきさつが順応的管理で判断すべきレベルの成果です。順応管理というのは、みんな、勉強していただければ、それなりのレベルに達するわけですから。

私が言う理由は、現在の事業所が進めているベースで、一切支障はない。法的にやっていることも、ターゲットとしても到達できることは、この手順で、自然再生法の基本的なステップを、この前段で我々が持っている3つのステップをちゃんと組んで、その枠の中で第一次目標としてぜひ到達しておきたい目標がこれなのです。

全体目標に技術目標や、管理目標、そのほか、いろいろ目標を入れれば、まだまだたくさんあります。それは、順応管理における仮説と検証と、それからモニタリングの枠の中で決めていくのが、その手順です。

という意味で、現在進めている、この手法で全く無理はない。技術的、科学的、あるいは今まで進んでいる自然再生は日本のレベルでいっても大体この程度で間違いないだろう。世界のレベルからいっても合っているということをいっておきます。

【藤野委員】

私は単純に霞ヶ浦が好きなので、自然再生会議にぜひ参加したいということで参加させて頂いて、第6回目ぐらいから、私たちにできることをやろうということだんだん話がまとまって、では、何が具体的にできるか、何かできることを提案してくださいと頂いて、私もできることをファックスするなどして、具体化されてきたと思います。それまで非常にアバウトだった自然再生がだんだん具体化し、本当に細かいことまで話し合おうというところに来ています。それはたくさんのかんことを話し合った結果、私たちにまずできることからということに達したと思うのです。

飯島さんの意見は、正論で必要なことだと思いますが、さらに、毎回、議事録にどなたが何をいったということが明記されていて、飯島さんがご欠席のときに、代理の方が水位のことについて議論されておりましたが、皆さんの意見を出し合った結果、私たちでは水位を変えることはできないということで、そのことはさて置くことで話が進んだと記憶しています。それを踏まえ、できることからやりましょうということ崩したくない、というのが私の意見です。

できれば、またこれもこれもという難しい問題を後から後から出すということではなくて、この状況、今、ここまで来た状況から、ここをどんどん進めていくという方向に持っていってもらえたらなと思います。

【前田会長】

ありがとうございました。

【沼澤委員】

私の主張は、結論は植田委員やら藤野委員と同じですが、違った視点で述べます。

飯島委員の意見はもっともです。つまり、当該地区での自然再生事業と全体の、特に水位管理とか逆水門の管理との整合性を図らなければいけないというのはもちろんですが、全体管理が確立しなければ当該地区

で自然再生を進めてはいけないかという、そうではないと思います。実際、水位管理や全体管理、それぞれ順応的管理なり、試行錯誤の中でいい方向に行きつつあると思っています。

それを考慮しながら、配慮事項をもう一度よく見て頂きたい。左側のところに、「自然と人の暮らしの共存」とあって、その中に「自然再生と住民の安全や漁業などの現状の活動との整合」と明記されています。

住民の安全とは、言うまでもなく、水位管理を含む治水のことだと思います。水位が高い状態で地震が来れば非常に危険です。住民というのは、当該地区の、田村・沖宿・戸崎地区の住民だけではなく、霞ヶ浦周辺に住んでいる住民の安全ということだと思います。

それから、漁業などがありますが、これも当然ながら自然再生と治水管理と大きくかかわる産業ですが、これは漁業だけではなくて、農業などもろもろの産業も含むと考えられます。

水位管理は、水需要との関連性で考えなければならないのどと考えていきますと、飯島委員が主張されていることの全てかどうか分かりませんが、ある部分は配慮事項の左の項目に入っていると考えれば、飯島委員が強く主張されたことは、特に新たに入れなくても入っていると考えたらいかがでしょうか。

【前田会長】

ありがとうございました。今、2つの問題がありましたが、それ以外のご指摘はございますか。

【石川委員】

藤野委員が述べたように、みんなで決めたことをまた持ち出すのは困ると、何回目かの協議会で事務局の方に伝えたつもりでいます。

自然再生法に基づく我々の協議会を無視するような水位変動や水位の操作はあり得ないと思います。だから、私たちの決められた範囲の中でやっていけば、それは水位を検討するというだけでも、きちんと応援してくれると期待しています。

【前田会長】

ありがとうございました。ほかに問題がなければ、今の2点を諮ります。

まず、第1点の文言の修正ですが、今（ホワイトボードを）読んでもらいますから、これでよろしいかどうか。

【事務局（平野課長）】

「はじめに」のところの文章の訂正ですが、読ませて頂きます。

2行目ですが、「利便性が向上した一方、湖岸・沿岸帯の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然も大きく損なわれている。」

【前田会長】

では、私が読みます。

「霞ヶ浦では、1960年代まで湖岸浅所での大規模干拓や、1970年代以降の流域の開発、湖岸の整備などによって、地域の安全性、利便性が向上した一方、湖岸・沿岸帯の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然も大きく損なわれている。」次の段落、「かつて湿地や植生帯など多様な自然が連続していた湾奥部でも、」この点は余分ですね。ここに点があるから、この点は要らない。「～湾奥部でも自然は大きく損なわれ、人と湖との関係も変化した。」

という案ですが、このように修正することにご承認頂ければ拍手をお願いします。

[賛成者拍手多数]

【前田会長】

では、こういう形でこの部分は修正することにします。

【清水委員】

1行目、「1970年代以降の」としましたね。で、「、」を取りました。次の「、」以後の護岸の整備も1970年代以降のことでしょうか？

【前田会長】

そうですね。

【清水委員】

だとすれば、「流域の開発、」は、「・」にした方がいい。そうすると、1970年が両方につながる。

【前田会長】

流域の開発の後ろの「、」を「・」にする。

【清水委員】

はい。前の1960年と違って、ですね。

【前田会長】

本当は「・」というのは、下にも「・」がありますから、上も「・」を使っても構わないでしょう。ということで、では、開発と湖岸の間の「、」を「・」にします。

【平井副会長】

山根委員が美しい日本語といわれたのに、「大きく損なわれている」が2度も繰り返されるのは、小学生の作文みたいで……

【前田会長】

済みません、私が間違えました。同じことを書くのは美しくないに決まっていますね。そういうことでしょうか？

【平井副会長】

そうです。

【前田会長】

だから、ここは、「自然は改変され」ぐらいに軽く……。では、何にするか。

【平井副会長】

第2段落は具体の話をしており、対象地域の湾奥部でも、例えば沖宿干拓ができ、湖岸堤が張り出された結果、連続していた植生帯が急速に減少したと具体的に書かないと、文脈の流れからいけないと思います。だから、一言で改変と書くのは、ちょっと……。

【前田会長】

このところが、ただ変わった、あるいは悪くなったというニュアンスでもいいのですが、「大きく損なわれ」ではない言葉を持ってくればいい。上と下と2回同じものを並べるのはいけない。

かといって、「改悪」でも調子悪いし、「変化し」は、後ろに「変化」という言葉が使っているから都合が悪い。後で休憩時間にもう一遍検討させてもらいます。よろしいですか。

その次の問題、水位の問題ですが、いろいろご意見を頂きましたが、まず精神的に飯島委員の提案がまずいという話はなかった。ただ、方法論的にいろいろ分けられると思いますが、これまでの議論も踏まえ、そういうことも初めに考えた上でここまでまとめてきたという経緯も踏まえ、ここではこういう形にする。

ただし、協議会として水位の問題は全く不問に付するという事ではないということですが、それについてはまた後で議論して頂きますが、2ページについてはこの形で行く。そして、ほかは機械的な修正ですから、全体としてよろしければ、これで行きたい。

ここで10分間ほど休憩を頂いて、今の文言も含め検討し、その可否についてお諮りしたいと思います。よろしく申し上げます。

(休憩)

【前田会長】

先ほどの続きですが、「はじめに」の頭の文章の修正に入ります。今、相談した事務局案を提示しますので、問題があれば挙手をお願いします。

【事務局(平野課長)】

読み上げます。

「霞ヶ浦では、1960年代までの湖岸浅所の大規模干拓や、1970年代以降の湖岸の整備・水位管理、流域の開発などによって、地域の安全性、利便性が向上した一方、湖岸・沿岸帯の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然も大きく損なわれてきた。」

続いて、「かつて、湿地や植生帯など多様な自然が連続していた湾奥部でも、湖岸堤の築造等が進んで自然は損なわれ、人と湖との関係も変化した。」

【前田会長】

先ほどの2点、上と下の文章が重なるという話と、先ほどの飯島委員の提案がありましたが、この部分は2ページの図や配慮事項に入れるのは無理があり、水位管理が始まったことも霞ヶ浦の変化の大きな問題ですから、これを文言の中に取り込むとことで、飯島委員も了解されたと思います。

そこで、もう一度繰り返しますと、「霞ヶ浦では、1960年代までの湖岸浅所での大規模干拓や、1970年代以降の湖岸の整備、水位管理、流域の開発などによって、地域の安全性、利便性が向上した一方、湖岸・沿岸帯の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然も大きく損なわれてきた。」という意識です。

「かつて、湿地や植生帯など多様な自然が連続していた湾奥部でも、湖岸堤の築造等が進んで自然は損なわれ、人と湖との関係も変化した。」以上。

これを受けて下の文言が始まるというところで、事務局でまとめたわけですが、いかがでしょうか。

(拍手)

よろしければ、これをもって「はじめに」の文言の修正とします。

全体としてはこれまで議論したとおりですので、この協議会についての全体構想がこれでまとまることになります。この全体構想の案につきまして、今の修正を加えて、「案」を取り、構想とすることについて、ご賛同の方、拍手をお願いします。

[賛成者拍手]

【前田会長】

ありがとうございました。それでは、拍手多数と認め、これを全体構想とします。我が協議会の出発点がこれでようやくできました。

#### 4. 実施計画の進め方について

【前田会長】

続きまして、これに基づく実施計画の進め方について。それについて事務局の案を説明して頂きます。

【事務局（平野課長）】

お配りしている A 4 横の資料 - 2 の 2 ページをご覧ください。

#### 実施計画の進め方についての資料説明

【前田会長】

実施計画の進め方について、説明がありましたが、繰り返しますと、2 ページの左側は、法律で決められていること。それを適用するとすれば、2 ページの右側ようになる。これで実際に何かやろうとするときには、3 ページに書いてあるようなことを整理して、右側にある目次のようなものをつくって文章化し、それぞれここでの協議を経て届け出るというような手続を一個ずつやらなければならない、という話になっている。ここまでについて、ご質問等あればお願いします。

【飯島委員】

全体構想 12 ページの図と、今説明のあった 2 ページの左側の図です。これを見ると、何かずれているのかなという感じがします。自然再生事業の実施までおりていくと、自然再生協議会に行って全体構想に行くフローになっていますが、全体構想では、実施計画に戻る形になっています。これは法律との整合性は大丈夫でしょうか。

【前田会長】

構想の 12 ページの下に 計画立案と書いてあるところから始まる絵ですよ。飯島委員。

【飯島委員】

はい。

【前田会長】

それと、資料 2 の 2 ページの絵が食い違うところがあるか。どこが食い違うか、もう一度お願いします。

【飯島委員】

2 ページの自然再生推進法の概要を見ますと、自然再生事業の実施後の矢印が自然再生協議会のところに行って、その下に全体構想があります。そうしますと、12 ページも、本来は全体構想にこの矢印が行かないと合わないかと思います。

【前田会長】

下から戻ってきて 1 段目に行くのか、2 段目に行くのか、そういうことですね。

【飯島委員】

そうです。

【前田会長】

これも以前議論がありましたが、事務局、説明ありますか。

【事務局（奥秋副所長）】

これは、計画立案の中で自然再生実施計画のところにフィードバックする。この協議会の中で議論した結果として、構想の方の 12 ページはできています。

【飯島委員】

法律的にはどうですか。

【事務局（奥秋副所長）】

法律的にも問題ないと考えています。当然、この 12 ページの構想をこの場で議論するときにも同じ議論が

ありまして、構想の見直しもあるのではないかという話でしたが、協議会で定めた構想ですから、当然、本当に都合が悪ければ修正はあり得るかと思いますが、基本的には、実施したものについて評価をして、その実施計画をもう一回見直す、というループで行くのだろうということで、議論がまとまったと事務局は考えております。

【飯島委員】

法律的に問題がなければ問題はないと思います。

【前田会長】

これは、問い合わせしてもらったような記憶があります。では、他にいかがですか。

【植田委員】

3ページの実施計画の概要で根拠というところがありますね。基本方針の3で(3)というのは、全体構想の「自然再生の基本的な考え方」と同じものですか。この中には「自然環境に関し専門的知見を有する者の協力を得つつ～」がありますが、これは、基本方針の3の(3)になっているのですが、全体構想の方では4つある。たまたま基本方針が1から4まで合致しているということと、それから、全体構想では科学的知見に基づく根拠というのは になっている。こちらでは、今示されているものは、 になっている。そのあたりを教えてもらいたいと思います。

【事務局(平野課長)】

まず、資料-2の3ページで表の中で示しております基本方針と呼んでいるものですが、これにつきましては、政府が策定しているものです。

【前田会長】

法に基づいて……?

【事務局(奥秋副所長)】

法に基づいて。第7条で……

【植田委員】

フローの一番上の自然再生基本方針というものが、全体構想の中にあるものとは別個にあるという意味ですね。

【事務局(奥秋副所長)】

整理をしてお話ししますと、この協議会立ち上げのときに参考資料としてお配りした、環境省のパンフレット「自然再生法のあらまし」に自然再生法の説明が書いてございまして、法律の7条に、政府がみずから基本方針を定めるとあります。

【植田委員】

いわれると、そういうのを思い出すのでわかります。

【事務局(奥秋副所長)】

つけ加えますと、基本方針もこれに出ています。基本方針に基づいて、田村・沖宿・戸崎で必要な、特に関係が深いところを、基本構想の ページ、自然再生の基本的な考え方は抜粋をしてあると、事務局からご説明をさせていただいたと思います。

【植田委員】

わかりました。要するに、ここでうたっている、我々が今、論議しようとする根拠は、基本方針に基づいたものなんだと。

【前田会長】

資料2の3ページに書いてあるのは、法律に基づいて政府が決めたことです。我々もそれに合わせなければなりません。実は、私たちのつくった、この基本的な考え方も、それを踏まえていますので、順番も大体それに合わせたもので、たまたま番号が一致するところが多い。結果論です。

【植田委員】

よくわかりました。

【前田会長】

したがって、基本方針というの、政府が決めていることです。これに基づいて我々が動かなきゃならないということです。よろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。

資料によると、2ページの右側の上に表があり、丸が多くついています。この丸がついているものは何かやるということです。この丸がついているところ、極端に言えば、個人あるいは個人が幾つかまとまった団体、あるいは好きな者同士ごとに何かをやる決めたら、そのやることについて実施計画をつくらなければならない、と極端にいうとなりかねないわけですね。これも大変なことだという気もしますが、かといって、例えば国土交通省に丸投げするのもどうかと思います。事務局は、何か考えはあるでしょうか。

【事務局（平野課長）】

幾つかやり方があると思いますが、実施計画の案を各個人の方、もしくはグループの方たちが持ち寄って協議会で議論するわけですが、そのタイミングが合うか合わないかということが一つあると思います。もし、皆さんが持ち寄った意見のタイミング、協議会で協議するタイミングが合えば、それを1グループに取りまとめて手続を進めるという方法があると思います。

【前田会長】

今の話は、自発的にみんな考えて持ってきてもらい、手続きについては事務局が面倒みる、と解釈してよろしいですね。

【事務局（平野課長）】

はい。

【事務局（奥秋副所長）】

実施計画として主務大臣に送付しなければいけないという手続は、当然、事務局がやります。なるべく、丸の数分だけ実施計画ができると大変なので、事務局としては、例えばモニタリングというところで一致できるならば、それをグルーピングして一つの実施計画にまとめられたらいいかと思います。場合によっては、先行的に国土交通省の実施計画を最初につくりますから、国土交通省もその中でモニタリングすると書きましますので、そこで、私もこういうことができるとそこにのってこられて、モニタリングや維持管理をやるという人がいれば、変更で取り込むこともあります。それぞれ丸ごとに1本ずつつくるのは芸がないかと事務局も思っていますので、なるべくグルーピングをしていきたいと思っています。

【前田会長】

確かに芸がないですね。こんな紙をみんなでつくれといっても、嫌になりますから、ここは事務局に頑張ってもらいたいところですが、ついては、この丸の数をまとめるとことで、施工の部分はまたいろいろあり、これからご相談ですが、モニタリングの部分もまた特別にお考えがあれば、それから、環境学習とか広報活動もあります。環境学習は既に部分的に始めようと思えば始められる部分もあるかもしれません。あるいは環境管理も、何かできたらそれを管理するということが建前かもしれませんが、それ以外のこともあるかもしれません。

そのことについて、こんな考え方があるということ、前に皆さんからアンケートは頂いていると思いますが、改めてもしお考えがあれば、事務局の方へ連絡すれば、まとめていただけますか。

【事務局（平野課長）】

はい。

【事務局（奥秋副所長）】

今日、構想がまとまりましたので、従前にも皆様方からどんなことをやりたいということをお聞かせ頂いていますが、改めて実際にこういうのをやりたいということアンケートさせていただきます。それをまとめてグルーピングし、こんな形で実施計画をというものを、ご提案をさせて頂きたいと思っています。

【前田会長】

したがって、今までいただいたものをもとに事務局が一度整理し、そして提示してもらえるとということですね。それをまた、やめることも含むかもしれませんが、付け加えもあると思いますが、そこで整理し、実施計画案をどのようにつくっていくかを、今後、具体的に細かいご相談に入る可能性がありますので、よろしくお願いたします。

では、そういうことだと、目次などは実際にやるときになって、具体的に考える、必要に応じて考えていくことでどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

## 5. 国土交通省が実施者として実施する主な事業内容の考え方（案）について

【前田会長】

ご了解頂ければ、当面、仕事を進めながら、また戻ってくることにして、まず国土交通省に何か動いてもらわないと、全体の具体像が見えないと思いますので、国土交通省としてはどういうことを始めたいのか、始めていくつもりか、国交省が実施者として実施する事業の考え方についてご説明いただきたいと思います。

【事務局（平野課長）】

では、国土交通省が実施者として実施する主な事業内容の考え方について説明します。

### 国土交通省が実施者として実施する主な事業内容の考え方（案）の資料説明

【前田会長】

説明は以上ですが、要するに、それぞれの区間を特徴で分けたら、AからIまでになった。次に、それぞれにこういう場所なので、例えばこういう考え方で整備することができるだろうという案をまとめたのが4ページの表です。現地の説明、マップと横断図が以下のページにあるということですが、これらについてご質問等がありましたらお願いします。

【鈴木委員】

時々見たり、意見交換したりするのに、例えば8,000分の1ぐらいの現況の地図と白地図なんかがあると、これをつなぎ合わせて、そういったものをまた検討できると思います。

【前田会長】

現地のマップが欲しいということですね。これまでも何回か出していると思いますが、どのぐらいの縮尺がいいですか。

【鈴木委員】

例えば 8,000 分の 1 ぐらいの地図とか。

【前田会長】

800？ 800 は可能ですか。

【鈴木委員】

もう少し大きく、これは 2,500 です。できたら、このくらいからもう少し大きいぐらいで、施工する部分がつながった……

【前田会長】

今、ここにある絵では小さ過ぎるということですか。

【鈴木委員】

いや、大体わかりますが、これがつながっていると……

【前田会長】

なるほど、全体がつながっている……

【鈴木委員】

はい、地図や白地図など……

【前田会長】

白図が用意できるかということですが、事務局、どうですか。

【事務局（平野課長）】

一つに、まず資料 - 3 で参考資料等を、お配りしておりますが、この中にも若干、同じような地図が載せてあります。それから、平面図なり地形図ですが、国土交通省の方で持っている資料については、その実施計画を定める上で必要な部分について、お渡しできるよう対応したいと思います。

【前田会長】

陸上では 500 分の 1 でも都市計画図などがあると思います。しかし、水中はなかなかなくて、事務所に伺いますが、この前面の湖岸付近はもう少しレベルの測量はこれからやりますか。

【事務局】

はい、測量は実施したいと思っています。

【前田会長】

そうすると、それがある程度まとまった時点で見せていただくことはできますか。

【事務局】

はい、可能です。

【前田会長】

今年中はないと思いますが、全部やるのにどのぐらいかかりますか。

【事務局（奥秋副所長）】

今日、お渡ししているのは図面から拾っている横断図で、これに代わりすぐ必要な横断測量は、ちゃんとした測量を水中、それから希望部分についてはすぐに出したいと思います。それは、数カ月でできると思いますので、年度内とかに予算の都合もありますが、できると思います。

【前田会長】

来年度には間に合うということですね。

【事務局（奥秋副所長）】

間に合います。

【前田会長】

見せていただけると。

【事務局（奥秋副所長）】

はい。それから、平面図については、基本的に国土交通省では、2,500 と 5,000 分の 1 の図面はあり、それは白地図ですので、個別の実施者になる可能性のある方がくれといえ、すぐ……。

【前田会長】

作業用マップとしては、2,500 でいいですね。

【事務局（奥秋副所長）】

2,500 以下でいいと思います。それで、実際の工事を施工するときには、横断測量のほかに実測の平面図を 500 分の 1 などで作りますので、それは必要があれば、当然、我々も測量して……。

【前田会長】

500 は市や地理院にあると思います。しかし、水の中はない。細かい、樋管がどこで、道が少し太くなったり、細くなったりというのは、つまり、住宅地図のもとになっている細かいものは手に入るとは思いますが、それほど細かい事情がなければ、必要に応じて事務所のお持ちになっている……。余り大きいのをもらっても邪魔だという人もいると思うので。

【事務局（奥秋副所長）】

縮小は可能ですから、扱いやすいサイズにして。

【前田会長】

では、ご要望に応じてということで、お願いします。

【事務局（奥秋副所長）】

ご要望に応じてさせていただきます。

【前田会長】

では、ほかにかがでしょうか。

【有吉委員】

国土交通省のやられる事業は、平成 14 年の現況を保全するような、自然再生ではなて、自然保全じゃないかなという気がします。明治時代の湖岸の資料がありますが、そのようなものを再生することにつながるのではないかと。自然再生というのはそのようなことだと思いますが、そのためには、だんだん消滅していった湖岸の砂場なども再生するのが自然再生だと思います。その面で過去のデータを分析して、何が原因でこうなったかを明確にし、その上で工事計画をつくっていかないと、ただ現況を保全する形になるという気がします。

それと、この区域の前などに砂利採取の大きな穴があります。砂利採取の跡地というのは砂が流される大きな原因だと思いますが、国土交通省の見解からすると、原因の一つではあるが、通説ではないと書いてあります。通説ではないとはどういうことなのか、お聞かせ頂きたいと思います。

【前田会長】

では、まず砂利穴について見解ありますか。

【事務局（奥秋副所長）】

何を見て通説ではないと書いてあるかわからないです。この図を見て頂いてもわかるように、例えば 6 ページの A - A 区間のところに等高線が混んでいるところがありますので、7 ページの横断図を見て頂いても、かなり深く掘られているのは、砂利の掘った跡かなというふうに思われます。7 ページの A - A 断面、B -

B断面も同様ですが。それで、湖岸の形状に対して、この砂利穴が影響したかという話は何の文献でいわれていたものですか。今の、砂利穴と湖岸の地形との関係を述べられた文献というのは、何ですか。

【有吉委員】

文献という意味じゃなくて、私の意見で、砂利穴が原因だろうということを入れたということを入れたら、第7回協議会資料の4ページに砂利採取が要因の一つであるが、通説とはいえない、と書いてある。

【事務局（奥秋副所長）】

それについては、湖岸の実際の変化は、いろいろな要因がある。湖岸の形状が、例えば砂がなくなったりしているという話も、矢板式の護岸にってしまったという影響もあるかもしれないし、水質の影響もあるかもしれない、水位管理の話もあるかもしれない。それらが複合した結果として現状のような湖岸になってしまったという、要因の一つではあるという意味かと思います。

【前田会長】

奥秋副所長、いいかげんな話をしますが、砂利穴を仮に埋めると何億かかりますか。そういうことをやったことはありますか。

【事務局（奥秋副所長）】

試算はしていませんが、砂利穴を埋める計算はしようと思えばすぐできますが、相当な……。

【前田会長】

そうすると、確かにそういうことは問題かもしれないが、この協議会の中で問題にできる範囲をはるかに超えるという話は前にしましたが、環境センターに霞ヶ浦の模型をつくってありますが、これにも砂利穴が明確に出ています。この全てが国土交通省の管理になってからではなく、県統治時代のものが非常に大きいので、今の国土交通省を責めるのは、気が弱くなるころもありますが、問題ではあるという認識です。我々としては、今、これをどうするという話ではできないかもしれない。そのような話は前にしたと思います。

ただ、何かやるときに、砂利穴のほうに滑っていくことがありますので、これは大いに配慮しなければならぬということはやりましたよね。

【平井副会長】

砂利穴を含め、湖岸の砂の動きや地形の変化は私の守備範囲なので、ここの具体的な事業実施計画が出てきた段階で、必要があれば調査をやって頂くとし、計画を考え直す。今は一般的に砂利穴が大きくあいているからどうしよう、という議論にはならないと思いますね。

皆さんに是非考えて頂きたいのは、4ページ、構成メンバー全員が何か事業を実施しようとするときに、共通認識としていい地域の情報だと考えてください。国交省が行うからこうしたというのではなく、このAからIの区域分けは、私ども専門家も、地形とか植生の立場から、多様な湖岸があったので、どのように多様だったかを少し整理してみましょ。エイッとやるのではなく、私たちの考えでは、9つぐらいに分けて考えると、次の事業がしやすく、この地域の特色が非常にわかりやすいのではないかと、という一つの案です。

地元の浜田さんなどは、ここはこうしろという意見はあるかもしれませんが、共通理解として、2つの点ですね。4ページの基本的な考え方のAからIまでについて、一応私たちはこれを共通理解としてできるかということ。それから、試案としてAからIまで、主に地形と植生によって分けてありますが、この分け方でいかがでしょうかという、共通理解のための情報として、皆さんからの感想を頂きたい。

その共通認識に立った上で、次回以降、国交省が具体的な案を提示するという進行になっていると思います。ぜひそういう方向で意見をお願いいたします。

## 【事務局】

言葉足らずで申しわけありません。今日は、4ページ以降、各A区間からI区間まで分けて、特色等、考え方を示していますが、これは実施計画の中身を示しているわけではありません。平井先生から説明いただいたように、こういった特色を案として整理したものですので、それに対してご意見を頂ければと思っております。

それから、先ほどの植生図の件ですが、5ページのところで植生図の凡例を示しましたが、昭和34年の湖沼図より古いものはありません。資料としては、これが一番古いものです。以上です。

## 【前田会長】

ありがとうございました。

## 【沼澤委員】

いよいよ全体構想が承認され、具体的な実施計画の検討に入りつつあるわけですが、私なりに基本を押さえてみようと思っています。それは、自然再生といった場合に、自然をどうやって定義しているかということです。これは、自然再生推進法の条文も検討しましたが、何も書いていません。自然再生の推進はこういうやり方でやりましょう、ということしか書いてありません。

その中で、自然とは何かを、協議会に参加している委員は押さえておかないといけない。もちろん、いろいろな立場で考え方も違ってくるとは思いますが、例えば広辞苑等では、「おのずからそうなっているさま。天然のまま人為の加わらぬさま」となっている。だから、人為ではないということをはっきりいつている。ですが、同じ広辞苑では、「造化の力によって成った一切のもの。即ち、人間を含めた天地間の万物。宇宙」という記述もあります。

これで見れば、人間が都市、道路をつくり、原爆で戦争して人間が絶滅するのも自然だというような言い方です。これは自然哲学の一つかもしれませんが、私たちが考えているのはそういうことではなく、私はファンダメンタリストではありませんが、原則論を大事にしたいということです。

だから、できるだけ人為の加わらない自然を、本当は何もしない方が一番いいわけですが、当該地区の場合は、いろいろな原因で自然が失われているということであれば、自然の摂理なりにのっとった形でやるべきだと思います。

具体的には、例えば4ページ、内容の考え方についてという国土交通省の原案が出ています。例えば消波施設や矢板がないところは、HとIの区間だけです。それ以外は全部、人工物をつくって何とかしようということです。これで自然再生といえるのか。もし、これが自然再生だったら、論理矛盾があるのではないかという気がします。

ですから、造園屋の考え方で、自分の家の庭や学校のビオトープで何をやっても、それは持ち主の考えだからいいのですが、これは公共の地区ですし、みんなの合意でつくり上げていかなければいけないから、こういう人工物をどういうふうに考えるのかは、非常に重要なポイントだと思います。

それで、例えばH地区、I地区では、消波施設がないですが、ここは、断面図を見ればわかるように、非常に傾斜が緩いんです。その他の波の力が緩和されて来るので、環境学習に使っているような植生も残っている。この辺が基本ではないでしょうか。砂利穴の話もありましたが、あのような非常に急傾斜の湖岸が人工的につくられたものをそのままにして、単に継ぎはぎ的に膏薬を張るみたいに消波工をつくればいい、あるいは矢板で砂止めをすればいいというものではないと思います。

費用の問題がありましたが、これは別の問題で、私は別の砂利穴を埋める方法を考えてはおりますが、できるだけ自然の摂理と自然がやってきたことをそのままなぞるようなやり方を我々人間はやるべきじゃない

でしょうか。それが今度の自然再生じゃないかなと思います。

これは、今後の事業内容と実施計画を検討する上で、我々誰しもが押さえなければならないポイントかと思いますが、自然に関しては人によって違うと思いますが、私は自然というのはもう少し原則的に考えたらどうか。そうでないと、何でもやり放題。ビルの屋上緑化も自然再生となってきてしまいますので、霞ヶ浦ではそうではないだろうということを申し上げたいのです。

【前田会長】

ありがとうございました。

念のために申し上げておりますが、ここに書いてある施設等に、「消波工有り」や「浮島有り」は、つくろうということではなく、あるということです。現にあるということを整理しただけで、これからつくろうということとは別の話だということをつけ加えておきます。

【沼澤委員】

既存の消波工を生かすという話がありましたでしょう。

【前田会長】

生かす、生かさないは、またこれから議論します。

【植田委員】

要望を兼ねた意見です。

4 ページに基本的な考え方がありますね。その初めに過去に植生に関する情報がとありますが、この過去ですが、これは文章としては正しいが、過去といっても、技術的、スペック的にいうと、護岸堤ができるまでの過去なのか、それから後の自然にああなった過去なのか、そのままなんです。文章としては正しいですが。

大事なのは、共通の認識として、明確にできることをいってもらわないと困るのです。今後また蒸し返さなければならなくなりますから。その辺を配慮して、この表現は、次回でもいいから、今できるならばそれでもいいし、してくれという意味です。

【前田会長】

言い出すと切りがないですが、事務局がいわれたように、過去といっても、さかのぼるのは昭和 30 年代の湖沼図、それしかない。それから、植生について全体をまとめたものは、桜井先生の 70 年代の絵が一番古い。したがって、ヨシがどこにあったかは迅速図がありますが、これを相手にしても、田んぼの中だからしかたがないとなると、基本的にベースは、さかのぼっても古い湖沼図。それにならざるを得ない。

それが本当にいいのかは各論になります。それでいいところもあるし、悪いところも恐らく現実にはあるので、これは原則論を述べたものと了解たいと私は思っています。気持ちとして、こういうものだという考え方だ。しかし、基本だから、例外はあり得る。ずるいですが、そう解釈を今はしておきたいと思います。

【植田委員】

先生の言われるとおりで、よくわかりますが、厳密に、今後、共通認識としていくときには、過去のどの時点でどうしているということになると、お互いの立場で使い分けし合う形になってきます。それでは困るわけです。約束事で我々は討議するのですから、どこまでを過去とするという論議は次の話であって、自然をどう認識するかというものも次のレベルに来る話です。しかし、過去については、どういう形で我々は取り決めて進めていくのか。おおよそのフィーリングぐらいは明確にしてもらいたいということです。

【前田会長】

言われるとおりで、これは私たちの考え方ではなく、国交省が仕事を進めるための基本的な考えだ。これ

はたたき台です。これをもとに我々がこれから議論し、具体的なことを考えながら議論して、この事業を進めていこうということで、我々の考え方として了承しろという話ではありませんので、それはまたこの先で大いに議論したいと思います。

【植田委員】

わかりました。

【前田会長】

いろいろ具体的にはあると思いますが、先ほどの消波施設の問題などでも、具体の話になると、それでいいのかどうか。それから、自然をどう考えるか。広辞苑などは、何もわかってない人が書いたともいえるので、議論すれば切りがないし、ここでは少なくともサイエンティフィックなネイチャーとかナチュラルかナチュラル、専門的にいうと、みんな違うのですね。そんな議論をしてもしかたがないので、ケース・バイ・ケースで、それが我々として許容できるかどうかという観点から、別々に一つ一つ検討していくことにしたいと思います。

## 6. 今後の進め方

【前田会長】

国交省の考え方をおわかりいただけたと思いますが、それを踏まえてどうするのですか。事務局、この先をお願いします。

【事務局】

今後の進め方ですが、4ページの中でA区間からI区間までありますが、国土交通省で実施計画をつくるに当たり、すべての区間を一度に実施計画をつくることは考えておりません。この中で今のところ考えているのは、A区間とB区間に手をつけたいと思っております。

と申しますのは、まずA区間は、水中部に鋼製の矢板を打ち込んで、その陸地の部分については浚渫土を処理しているところです。B区間も、堤防の後ろ側、陸地側に浚渫土を処理しているヤードで、それぞれ国土交通省が所有している土地ですから、それについて水辺空間を何らかの形で再生できる方策を考えてみたいと思います。

今後、A区間とB区間について、次回の協議会において、実施計画のもう少し具体案を示させて頂き協議したいと思っております。

続けて今後の予定をご説明させて頂いてよろしいでしょうか。

【前田会長】

どうぞ。

【事務局】

15ページをご覧ください。今後の進め方、全体のスケジュールです。

第9回の自然再生協議会は1月29日を予定しています。この中で、今回の国土交通省が実施する考え方をもとに、もう少し具体的な事業計画を示し、協議会の中で協議して頂いてご意見をいただくことを考えております。

それから、今日は、A区間からI区間まで、こんな考え方があるというのを示させて頂きましたので、皆さんも実施者となり、こんなことをやってみたいという案をお持ちの方は、事務局までご連絡頂ければと思っております。次회가1月29日を予定していますので、年内いっぱいぐらいまでに、ご自身で考えられてい

る実施内容を事務局の方にお知らせ頂ければ、あわせて1月29日の協議会の場でご議論させて頂きたいと思  
います。

【前田会長】

今の話は、全体についてですか。自分でやってみたいというのが、ゴミ拾いをやってみたいという意味な  
のか、あるいはここで大砂浜をつくらうということをやってみたいということなのか、何でもいいのか。

【事務局】

幅広くご意見を頂ければと思います。

【前田会長】

A地区、B地区という話ではないですね。

【事務局】

AからIまでで結構です。それを後々グルーピングするのは、また別途考えたいと思っております。

【前田会長】

何をいつまでにどこまでというのを明確にしておかないと、後々の問題になりますので、そこをもう少し  
はっきりさせて下さい。別にここは一事不再理の原則はないようなものですが、あまり繰り返さないことに  
すれば、やってみたいことというのは何なんだということです。事業としてやってみたいことといっても、  
いろんなことがあるでしょう。どのレベルをいっているのですか。

【本間委員】

今、事務局の方でいわれた言葉、大変幅広く感じられますが、今回の目的、自然再生構想の内容から大き  
く外れる場合、まとまりがきかなくなると思いますので、ブレーキをどこでかけるか。自分の落としたゴミ  
をだれが拾うのか。責任をなすりつけるようなことはいわない方がいいと思います。

【前田会長】

では、とにかく12月中、年内に、何でもいいのでここでやりたいことと、できればいいなということと違  
う可能性もあるでしょう。それも含めていいのですか。自分ができるかどうかわからないが、みんなの手を  
かりてできればいいなということもあるでしょう。一人でできることというのは限られているでしょう。あ  
るいはうちの団体でできるとは限らないけれども、連携すればできるかもしれないということもあるでしょ  
う。いろいろな形できることがあるわけですが、どのレベルで何をいっているのか、もう少し明確にいつ  
て下さい。

【事務局】

先ほど、実施計画の進め方のところでご説明しましたが、今後、具体の実施に向けて動いていくわけです  
ので、実施計画は、あくまでも実施する人がつくるという前提があります。そういった趣旨でご提案頂き  
たいと思っています。

【前田会長】

ここで一つおかしいと思うのは、実施者自体が、今、個々別々なんです。お互いに連携して、こういう実  
施計画をつくらうと考えるまでの場に至ってない。そこをどう調節するかということです。一人一人で勝手  
にいったら、それから調整し、似たような人がいるからグルーピングして、そこから先は考えてください、  
という手間を事務局がとるという話なのか、その辺の段取りを教えてほしい。

【事務局】

いろいろご提案して頂ければ、グルーピングについては事務局でコーディネートする。で、一つの考え方  
として、2ページに実施者側と実施する内容を星取表でつくっていますが、実施計画をどうつくるかという

ことで、各委員の方たちが施工から、最終的に広報活動までありますが、各委員ごとにつくるのか、それともモニタリングならモニタリングという項目に絞って実施計画をつくるという方法もあるかと思しますので、その辺のグルーピングの仕方については事務局である程度まとめさせて頂きたいと思します。

【前田会長】

皆さん、いろいろなことがあると思いますが、今の課長の話によると、自己の責任においてできることしか提案できない感じがしまうので、そうではないということにしたいと思します。

相手があることなので、できるか、できないかわからない。しかし、提案をしてみて、その提案で指にとまってくれる人があれば具体化に進む。そういう意味の提案として、それがやってみようという解釈にしたい。そして、それについて皆さんのお考え、希望も含めて出していただいたら、それを集大成して皆さんに見て頂き、その上で、これは本当にできる、これは無理、あるいは本当はいいことだが人数が少な過ぎてだめだとか、いろいろなことがあるでしょう。それを整理して、皆さんで討議して、その先へ進めていく。そういう形にしたいと思しますが、事務局、どうですか。

【事務局】

はい、結構です。

【前田会長】

では、そういう意味でのご提案を12月中までに、大小さまざまに結構ですので、事務局までお願いします。

【本間委員】

プレゼンテーションまでやるのですか。

【前田会長】

プレゼンテーションまでやるのは、その先だと思します。提案について説明するチャンスは当然必要になると思しますが、それを整理した上でになると思します。

【石川委員】

具体的な話で、例えばこういう提案ということを示してくれると考えやすいと思します。

【前田会長】

例えば国交省がベースをつくることであっても、ここには私はスイミングプール50mをつくりたいとか、そんなことはありえないと思しますが、そういうことであってもいいと私は思します。

【平井副会長】

一つお願いですが、年末までに案を募集ということで、私も個人の一員として案を考えたいと思していますが、参考資料ですね、対象地区の事業履歴を整理した資料がまだできていないということですが、これまでここでどんなことをし、どこまで成功し、失敗したのか、という過去のデータがないと、新しい自然再生の提案もできないし、より自然に即した提案もしにくいので、これをいつごろまでに各委員に送っていただけるでしょうか。

【事務局】

自然再生地区を対象として、国土交通省がこれまで実施してきた工事の履歴については、ある程度まとまっていますので、早急にお送りしたいと思します。

【平井副会長】

ということは、各委員の方はそういう資料を参考に、あるいは今日配られている9つに分けた地区のさまざまな特徴を、なるべく踏まえて、50mプールが本当にいいののかも含めて、実現可能なというか、できたらいいなということをお誘いして頂きたいということだと思します。

【前田会長】

今回は、皆さんにいただいたものを含めての整理、それから、事務局がA、B地区について今のところ、抽象的にでもどんなことを考えているかをご披露いただく場にしていくということでご了承頂きたいと思えます。

【沼澤委員】

8回、協議会に来ていますが、行政側の委員の中に環境省から来られている方が一人もいない。農水省もそうですが、県レベルでは環境担当者、農林水産の担当者は来ていらっしゃるんですが、この法律をつくった、リーダーシップをとったのは環境省だと理解していますが、なぜ、環境省の方が来ないのか。次回あたりにはぜひ来て頂きたい。

そして、さっき指摘したように、自然をよく定義しないまま、非常にいいかげんなざる法みたいなものをつくって我々に押しつけた、逆にいえば、我々、地元でいろいろ工夫して頭をひねって考えてください。だから、これは民主主義の学校なんですよ、自然再生というのは民主主義の再現そのものなんだというなら、それでもいいですが。

というのは、この実施計画をつくって、主務官庁や主務大臣に報告するわけですね。そのときに、環境省の人が議論のプロセスを何も知らないで、結果だけを見て、それでいいでしょうとなったら、今、問題になっている建築確認のいい加減なやり方みたいなことになってしまいますから、今まで来てないのが不思議なぐらいですが、環境省の方を呼んで頂きたい。

【事務局】

実は、オブザーバーという立場で環境省の方はいらして頂いております。北関東地区の自然保護事務所の保全調整専門官の杉本さんが、これまで毎回いらして頂いております。ご紹介が遅くなり申しわけございません。

【前田会長】

第1回のごときにご紹介いただいたかと思いますが、この機会ですので、ご感想等をお聞かせ頂ければ幸いです。

【杉本専門官】

第1回のごときにオブザーバーとして紹介を頂きまして、それ以降、前回は欠席をいたしました、それ以外は参加をさせて頂いています。余り皆さんにわからなかったのかもしれませんが、これまで参加をさせて頂いております。

失礼ですが、最初のころはなかなか、どう進むのかと思っておりましたが、皆様のそれぞれの協力とあります、そういったもので徐々に姿が見えてきたということで、大変うれしい、個人的にも大変うれしいなと感じているところです。

今後ともできる限り参加をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【前田会長】

どうもありがとうございました。

【山根委員】

アンケートのことでお伺いしたいのですが、事業内容と役割分担に関するアンケートを5月21日の資料で一回まとめていますね。そのときのアンケートと、この次寄せる提案は、どう発展するのかが、先ほどまでの説明でどんなことでもいいかというと、前に一回出したのという気もしましたので、今回は前に比べてどう違うのかをお聞きしたいです。

例えば区域を示されたので、Aの地区で……。前は区域はなかったと思いますね。地域に詳しい方は区域をお書きになっていますが、一般論として、砂浜がいいとかという書き方でしたので、この地区についてこういうのはどうですか、ということを書くという意味でしょうか。

そして、項目のみでいいのですか。例えば表でいくと、施工してモニタリングしてとなっていますよね。そうすると、全体の、これをすれば、ここがこうなってというふうにまで書かないとならないのか、こういう項目をこの地区ではどうかという程度でまずいいのか。

【前田会長】

前のアンケートは、主体的に自分がどうかかわるかという話でしたよね。今度は、この地区に計画としてどのようなものを落とすことが望ましいか、というアンケートだと考えて頂いていいですね。

そうすると、自分でできないことであってもいいわけです。それで、この地区全体として、あるいは部分として、こういう形であって、ここの文言でいえば、景観的にも、あるいは植生的にもどうであって、そのところを利用するとすれば、こんなふうを利用する、ということについての案とか希望とかが含まれていてもいいわけです。それは、自分でできないかもしれない。あるいは自分が単なる部分であって、全体でできないかもしれない。そういうことがあってもいいという、今度は希望のアンケートだと理解したいと思います。

【飯島委員】

今日、時間があれば、提案を簡単に……。

【前田会長】

では、皆さんにお許し頂ければ、先ほど、皆さんの机の上に飯島さんからのペーパーが回っていると思います。本日、これについて議論はいたしません、この提案理由だけ、飯島さんの方からお願いします。

【飯島委員】

今日、提案をさせていただいたものですが、前回、11月13日に前田先生にご講演いただいた水位の問題の勉強会ですが、その中でいろいろなことが皆さんわかってきた。そういったことを踏まえ、こういう提案をさせてもらいました。

先ほど、委員の中からも水位は変えられないというご意見がありましたが、実際はそうじゃない。変えられない部分として、数値がきちっと明記されているのは、利水上限水位、下限水位という形ではありますが、その枠の中でいわゆる管理目標水位が設定されていて、これに関しては、もともとは数値は示されていない。先ほど示したように、霞ヶ浦開発施設の施設管理方針の中にも、湖岸の動植物の保全に十分配慮する形で管理目標水位を設定する、という内容のことが明記されているわけです。

そういったことがあり、1996年からの水位管理に関しては、夏場水位をある程度落とす。これはヨシ原を保全することを目標にしたわけです。ところが、実際に実施してみるといろいろな問題が出てきた。2000年度にはまた暫定的な見直しがあり、冬場の水位を上げないようにする処置がとられた。これも自然環境の変化を見て、それに対してある意味で順応的な管理をした、という霞ヶ浦における一つの実績だと思います。

こういう形で、今まで、水位に関しては、実際に環境に配慮した形で、法律の枠の中で、できるだけ柔軟にやれる限りのことは関係機関の方々やってきて頂いている。ただ、実際には、その時々科学的な知見がまだまだ不十分で、予測がつかない部分が結構あった。一つの仮説に基づいてこういう水位管理をしたけれども、実際には、検証してみるとこういう影響が出ました、ということがわかってきているわけです。

で、実際に、現在も行われている水位管理においても、いろいろ影響がある、問題があるということも、検証でわかってきているわけですが、そういう一つの実績を生かし、今後の自然再生に寄与する、自然再生

事業をより充実したものにしていけるために、管理目標水位というものを ちょうどこの協議会は茨城県の水・土地計画課の方々であるとか、もちろん、国交省や水資源公団を含めて、さまざまな関係機関の方が一堂に会している場ですから、こういう自然環境への配慮、今まで継続して関係機関の方々は努力されてきたわけですが、より幅広い科学的な知見も含めた上での今後の方策、これを、私たちが行っている自然再生事業のさらに可能性を広げるためにも、この場で議論の場をつくっていただく。

そして、できれば、今、ちょうど茨城県の方では長期水需給計画を策定している最中ですので、今後の実際の水需要とか水利用も踏まえた上で、自然といかに共存できるのか、という提案をこの協議会の中からできないのか。あるいはそういったことを議論する場というものを継続的にこの中で設けていただくことはできないかという提案です。

【前田会長】

今のは、飯島さんからの提案です。これは、皆さんにお考え頂き、協議会自体の協議目標であるかどうか。もし、そうでないとしても、協議会で取り上げて、継続的に具体的にいろいろ考えていくような場をつくるべきものかどうか等のことについては、次回以降にお諮りしますので、それについてご検討おき頂きたいと思います。

7. 閉会

【事務局（奥秋副所長）】

前田会長、ありがとうございました。

本日は、懸案だった構想がまとまりました。次回から実施計画の方の議論に移れるということで、先ほど、ご説明したように、次回は1月29日を予定しております。詳細な場所、時間等については、追って連絡をさせて頂きたいと思います。

これをもちまして、第8回の協議会を閉会したいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。（拍手）